

【ブルネイ】ハラール認証及びハラール表示勅令とその改正

海外立法情報課 日野 智豪

* 2020年10月27日、ハラール認証及びハラール表示（改正）勅令が成立した。5回目となる今回の改正では、製品認証の期限・更新に係る規定が追加され、認証手数料が変更された。

1 ブルネイにおける統治構造

ブルネイは、イスラームを国教とする国家であり、国王であるスルタン（Sultan）は、宗教の長であると同時に、国家の最高の執行権威とされ、非常事態時に勅令（Order）¹を発布する権限を有する。スルタンの活動は、枢密院（Privy Council）、大臣協議会（Council of Cabinet Ministers）及び立法評議会（Legislative Council）により補佐される。また、宗教事項の諮問機関として、イスラーム宗教評議会（Majlis Ugama Islam）が設置されている²。

2 ハラール認証及びハラール表示勅令（2005年）

2005年5月21日、非常事態時に公共の利益を保障するためにスルタンに付与された権限（ブルネイ・ダルサラーム国憲法第83条第(3)項）の下、2005年ハラール認証及びハラール表示勅令³（以下「2005年勅令」）が成立し、同月28日に公布された（2008年8月1日施行）。この勅令は、ハラール⁴食品及びそれに関連し、又は付随する事項に関する認証の発行について規定し、ハラール食品等の認証について規制するものである。

(1) 2005年勅令の章構成

2005年勅令は、第1章：序文（第1条～第2条）、第2章：ハラール認証（第3条～第8条）、第3章：ハラール表示（第9条～第12条）、第4章：検査委員会及び立入検査（第13条～第24条）、第5章：執行（第25条～第33条）、第6章：違反（第34条～第41条）、第7章：一般規定（第42条～第51条）の全7章51か条と4の附則から成る。

(2) 2005年勅令の主な内容

ブルネイでは、企業、飲食店等の事業所に対して発行される施設認証（certificate）とハラール製品ごとに発行される製品認証（permit）が区別されている。食品を扱う事業者は、と畜方法、調理方法、保管方法等、イスラーム宗教評議会が決定する要件を満たし、評議会に認証を申請しなければならない（第4条第(1)項）。申請者は、①業種ごとに、②複数の事業所を有する場合は事業所ごとに、施設認証を申請しなければならない（同条第(2)項）。施設認証の期限は、早期に停止又は無効とされない限り、認証発行日から1年間有効とされる（第6条第(2)項）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年6月9日である。

¹ スルタンは、非常事態布告がなされ、その効力が持続する期間、公共の利益にとって望ましいと自らが判断するいかなる勅令をも発布することができる（ブルネイ・ダルサラーム国憲法第83条第(3)項）。非常事態布告は、2年以上の効力を持たないものとされるが、当期間の終了時、若しくはその終了前における同布告の再度の発布は妨げられない（同条第(2)項）。なお、ブルネイ・ダルサラーム国憲法については、竹下秀邦「ブルネイ・ダルサラーム国」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集【第2版】』明石書店、2007、pp.87-128. を参照した。

² 安田信之「第9章 ブルネイ」『東南アジア法』日本評論社、2000、pp.213-222.

³ Halal Certificate and Halal Label Order, 2005 (No. S39). <http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PD_F/2005/EN/S039.pdf>

⁴ ハラールとは、「許容されるもの」を意味する。大塚和夫ほか編『岩波 イスラーム辞典』岩波書店、2002、p.785.

施設認証の更新について、認証取得者は、有効期限の30日以上前に更新申請を行うことが義務付けられ（第7条第(1)項）、施設認証は、1回の更新につき、1年以内の有効期限内で更新できる（同条第(2)項）。また、食品を扱う事業者は、品目ごとに製品認証を申請しなければならない（第10条）。施設認証及び製品認証の発行は、イスラーム宗教評議会が行う（第6条第(1)項及び第12条第(1)項）。手数料については、(a)施設認証の発行、更新又は変更は、30ブルネイドル⁵（以下「ドル」）、(b)製品認証の発行は、50ドルと規定される（第4附則）。

3 ハラール認証及びハラール表示勅令の改正

2005年勅令は発布されてから、2008年、2012年、2016年、2017年の4回にわたって改正されてきた。2020年9月26日、宗教省シャリーア（イスラーム法）局ハラール食品管理課が実施した飲食店に対する抜き打ち検査により、首都バンドルスリブカワン近隣の商業地区キウラップ（Kiulap）で、対象となった137の事業所のうち、50か所（36.5%）が施設又は製品に対するハラール認証申請を行っていなかったことが判明した⁶。このような状況を受けて、同年10月27日、5回目の改正となる2020年ハラール認証及びハラール表示（改正）勅令⁷（全9か条、以下「2020年改正勅令」）が成立し、同年11月10日に公布された。

4 2020年改正勅令の主な内容

(1) 申請要件の改正（第10条の改正）

製品認証の申請について、①従業員が4人以下の事業所の場合、製品の品目ごとに1回ずつの申請、②従業員が5人以上の事業所の場合、製品の20品目ごとに1回ずつの申請が新たに義務付けられた。

(2) 製品認証の期限及び更新に係る新规定（第12条第(1A)項・第12A条）

製品認証の期限について、早期に停止又は無効とされない限り、認証発行日から3年間有効とされた（第12条第(1A)項）。これを受けて、認証取得者は、有効期限の30日以上前に更新申請を行うことが義務付けられ（第12A条第(1)項）、製品認証は、1回の更新につき、3年以内の有効期限内で更新することができるようになった（同条第(2)項）。

(3) 認証手数料に係る改正（第4附則の改正）

①施設認証の発行又は更新については、90ドルと規定された。②施設認証又は製品認証の変更については、10ドルと規定された。③製品認証の発行又は更新については、事業所等の規模に応じて、次の表のように規定された。

表 事業所等の規模に応じた製品認証の発行又は更新にかかる手数料

| 事業所等の規模 | 手数料 |
|-------------------|-------------------------|
| 従業員4人以下の事業所 | 製品の品目ごとに5ブルネイドル（以下「ドル」） |
| 従業員5人以上19人以下の事業所 | 製品の20品目ごとに150ドル |
| 従業員20人以上99人以下の事業所 | 製品の20品目ごとに300ドル |
| 従業員100人以上の事業所 | 製品の20品目ごとに700ドル |
| 多国籍企業 | 製品の20品目ごとに1,000ドル |

（出典）Halal Certificate and Halal Label (Amendment) Order, 2020 (No. S42). 附則を基に筆者作成。

⁵ 1ブルネイドルは約81.6円（令和3年6月分報告省令レート）。

⁶ Azlan Othman, “59 eateries issued Order Notice during Kiulap spotcheck,” *Borneo Bulletin*, Sep 28, 2020. <<https://borneobulletin.com.bn/59-eateries-issued-order-notice-during-kiulap-spotcheck-2/>>

⁷ Halal Certificate and Halal Label (Amendment) Order, 2020 (No. S42). <http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2020/EN/S042.pdf>